

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

- ・ 物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

- ・ 物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

- ・ 物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

- ・ 物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

- ・ 現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

- ・ 物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

- ・ 記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

- ・ 物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ 一般事項について

- ・ 物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 物件及び隣接地の崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っていません。

- ・物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・物件のフェンスが南京錠により施錠されている場合、原則として物件引渡時（代金全額お支払時）に南京錠の鍵を一時貸与します。物件引渡後、速やかに買受人が管理する南京錠等に交換し、既存の南京錠は貸与した鍵とともに横浜市に返還していただきます。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

（主な項目の見方）

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（P. 23 参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変

更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

- ※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。
- ・施設の種類

「有」	物件の敷地内に引込管、電線、柵等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、柵等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。
「可」	物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。
「無」	前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。（距離は目安です。）

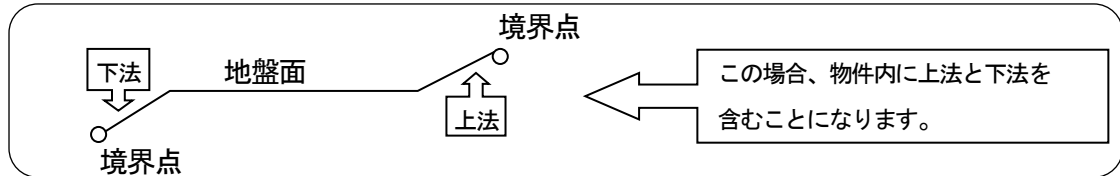
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物 件 調 書

物件番号 2890				最低売却価格		409万円	
所在地		横浜市戸塚区上柏尾町字台215番3外					
住居表示		—					
内 訳、面積		地 番		地 目	公 簿 面 積	地 積 測 量 図 面 積	
		215番3		宅 地	61.19㎡	61.19㎡	
		216番2		山 林	1,640㎡	1,640.16㎡	
		合計（2筆）		※1	1,701.19㎡	1,701.35㎡	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約4.2mの舗装市道（建築基準法第42条第1項）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	40%	容積率	80%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	125㎡	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）					
	その他の制限	緑化地域（都市緑化法）、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）、景観計画（全市域）					
		周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）※2					
		土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）※3					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況			事 業 所 等	
	電 気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	可	・前面道路配管（50mm）・敷地内引込なし			横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
	下水道	可	・前面道路配管（汚水250mm）・敷地内桝なし			横浜市戸塚区戸塚土木事務所 045-881-1621	
	都市ガス	可	・前面道路配管（低圧150mm）・敷地内引込なし			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公 共 施 設 等	戸塚区役所			横浜市立柏尾小学校		横浜市立舞岡中学校	
	物件の南西方 約2.6km			物件の南方 約0.5km		物件の南西方 約1.2km	
留 意 事 項	※本物件が公道に接しているのは、北西側の擁壁部分のみです。 私有地を通過して本物件に立入ることは、決して行わないでください。						
	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。						
	本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※2 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地（戸塚区NO. 53）に該当しています。土木工事等を行うに当たっては事前に届出等が必要となります。 ※3 本物件は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内（自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、箇所番号：110-H21-095）に位置しています。						
	・本物件は①～②の条件付きです。詳細については横浜市建築局にご確認ください。 ①建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更がある場合は、都市計画法第29条の規定による開発許可を要する可能性があります。 ②小規模開発の連続する市街地のスプロール化を防ぐために、本物件については、開発許可等の基準に適合させることが困難な場合を除き、原則として一体的に開発を行うことを条件とします。 ・形状は不整形です。本物件は北西側道路より約2m～約3mの高さの擁壁が設置されています。なお、敷地内への階段はありません。 ・本物件は、南東側隣接地からは概ね等高に接しており、敷地内は傾斜地になっています。 ・本物件北側隣接地（2宅地）の間知ブロック積擁壁及びブロックフェンス、北西側隣接地のコンクリート擁壁基礎、南西側隣接地の間知ブロック積擁壁が、本物件上に位置しています。また、本物件の北西側コンクリート擁壁が北西側隣接地に位置しています。これらに関しては、隣接地権者との間で「現況工作物に関する確認書」等の覚書を取り交わしていますので、地位を承継していただきます（売買契約書に明記）。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件西側隣接地のコンクリート擁壁の一部が本物件上に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の北西側に周辺住民の利用するゴミ置き場が設置されています。移動・撤去等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の南東側近隣に高圧線鉄塔が存しており、本物件東側隣接地上空を高圧線が通過しています。 ・本物件内にプラスチック及び金属等の残置物があります。これらの残置物等の撤去・移転等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・傾斜地の安全対策のために、土留め柵を設置する可能性があります。土留め柵が設置された場合、撤去・移転等については隣接地権者と協議をお願いします。土留め柵の撤去・移転等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に御確認ください。 なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。						

本物件の売払人（連絡先）		横浜市（総務局 管財課 045-671-2264）	
--------------	--	---------------------------	--

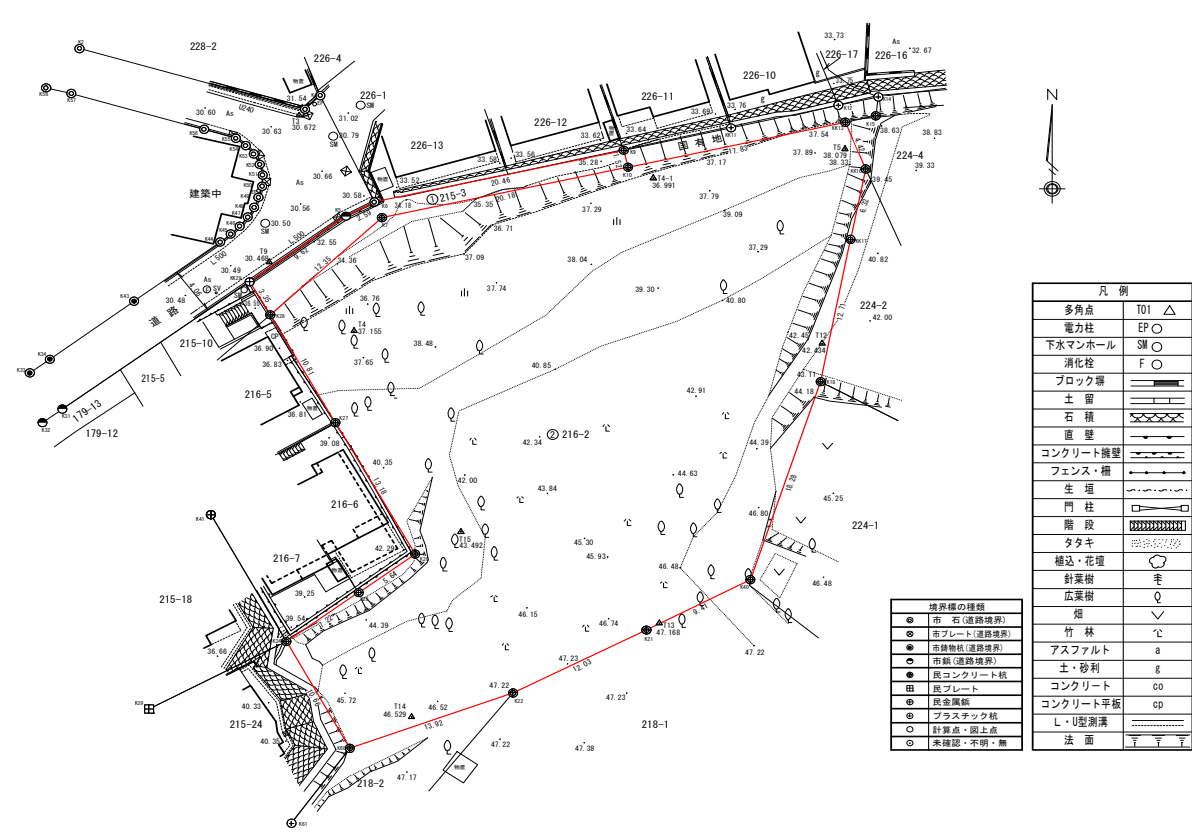
案 内 図



交 通 機 関

- ・ J R 東海道本線「戸塚」駅より「柏尾」バス停 下車 徒歩4分
- ・ J R 横須賀線「東戸塚」駅より「柏尾」バス停 下車 徒歩4分

現 況 図



【2890】

戸塚区上柏尾町字台215番3外



印刷日時:2026/06/12 15:29:18

戸塚区上柏尾町字台215番3外



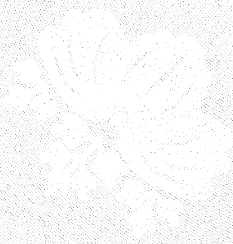
チ 226-27
リ 213
ヌ 179-37

くろくろ



くろくろ

くろくろ



くろくろ

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 6 年 6 月 2 3 日	不動産番号	0 2 0 8 0 0 0 0 0 5 3 1 4
地図番号	V 5 1 2 - 4 2 2 - 2	筆界特定	余 白		
所 在	横浜市戸塚区上柏尾町字台				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2 1 5 番 3	宅地	1 6	9 8	2 1 5 番 1 から分筆 〔昭和 5 9 年 3 月 1 3 日〕	
余 白	余 白	1 1 4	0 6	③ 2 1 5 番 4、2 1 7 番 3、同番 4、2 2 8 番 7、同番 8 を合筆 〔昭和 5 9 年 6 月 4 日〕	
余 白	余 白	6 1	6 5	③ 2 1 5 番 3、同番 5 に分筆 〔昭和 5 9 年 6 月 4 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 6 年 6 月 2 3 日	
余 白	余 白	6 1	1 9	③ 錯誤 〔令和 4 年 1 月 1 3 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 5 9 年 7 月 9 日 第 3 0 1 2 6 号	原因 昭和 5 9 年 7 月 9 日売買 所有者 横 浜 市 順位 5 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 6 年 6 月 2 3 日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和 7 年 4 月 4 日

横浜地方法務局

登記官

田 村 諭

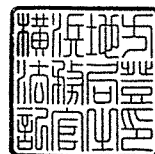
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K 5 2 8 9 2 (1 / 2)

1 / 1



表題部 (土地の表示)		調製	平成6年6月23日	不動産番号	0208000005320
地図番号	V5 12-4	筆界特定	余白		
所在	横浜市戸塚区上柏尾町字台			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
216番2	山林	23	余白		
余白	余白	334	③錯誤 〔昭和58年5月20日〕		
余白	余白	73	③216番2、216番3に分筆 〔昭和58年5月20日〕		
余白	余白	1935	③216番3、217番1、同番2を合筆 〔昭和59年6月4日〕		
余白	余白	1642	③216番2、同番4に分筆 〔昭和59年6月4日〕		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年6月23日		
余白	余白	1640	③錯誤 〔令和4年1月13日〕		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年7月9日 第30126号	原因 昭和59年7月9日売買 所有者 横浜市 順位10番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年6月23日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和7年4月4日

横浜地方法務局

登記官

田村 諭

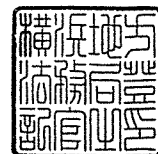
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K52892 (2/2)

1/1



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和5年9月20日

横浜地方法務局

登記官

湯峯奈々子



地番	215-3	地積測量図	
土地の所在	横浜市戸塚区上柏尾町字台		

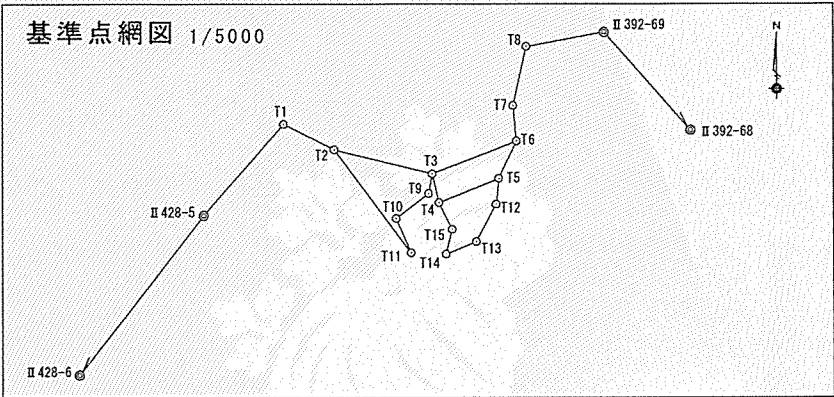
境界の表示

◎ コンクリート杭

⊕ 金属鉋

作成者	横浜市金沢区能見台通7番6号 創和土地家屋調査士法人 代表社員土地家屋調査士 大澤隆 (令和4年1月5日作成)	申請人	横浜市長 山中竹春	縮尺	1/250
-----	--	-----	-----------	----	-------

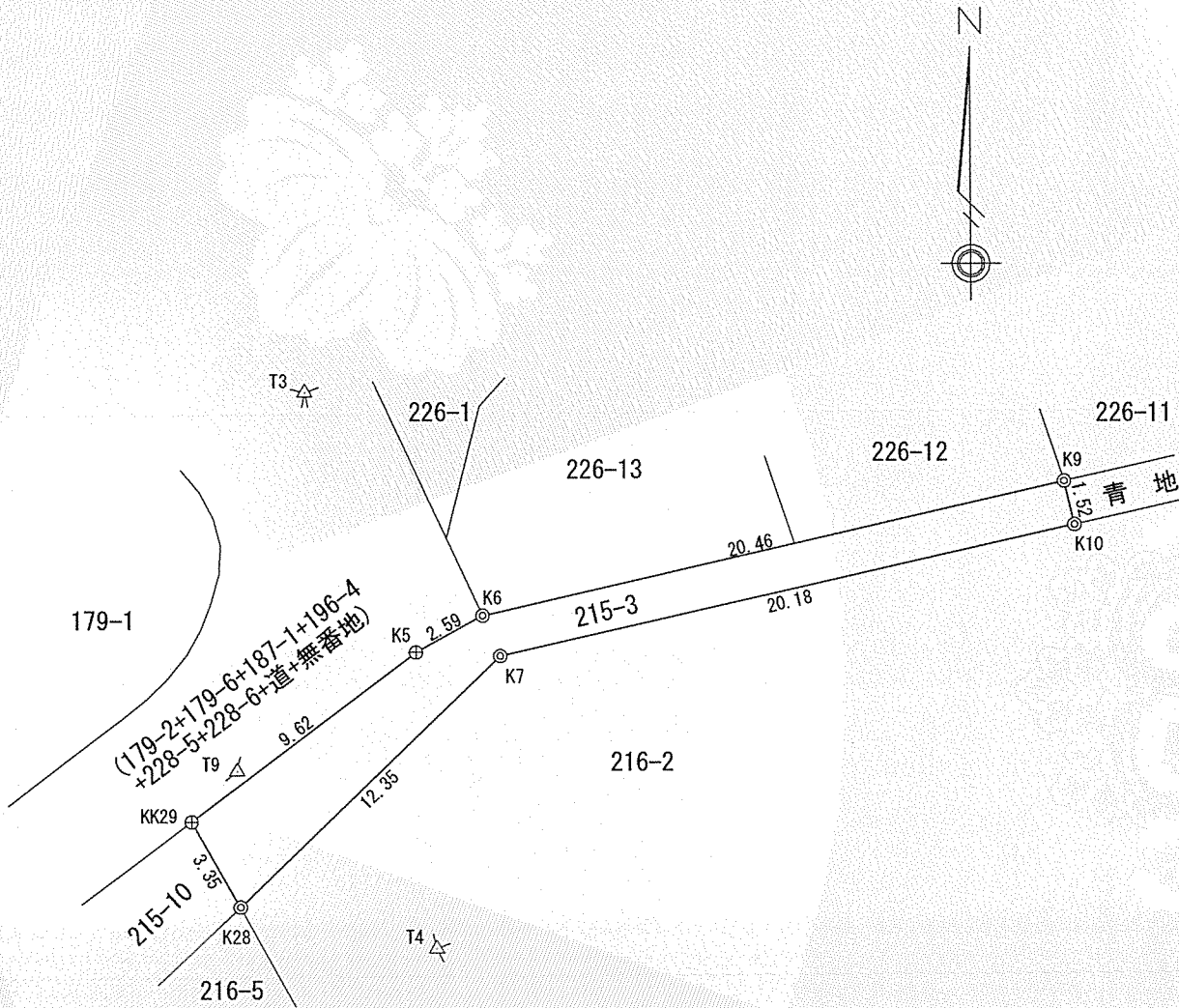
(神奈川県土地家屋調査士会)



基準点座標一覧表				
点名	X座標	Y座標	備考	
II 428-6	-64519.803	-25865.949	公共基準点	金属標
II 428-5	-64414.459	-25783.718	公共基準点	金属標
II 392-69	-64293.761	-25518.076	公共基準点	金属標
II 392-68	-64358.333	-25461.017	公共基準点	金属標
T1	-64354.250	-25730.325	金属鉋	
T2	-64371.011	-25696.387	金属鉋	
T3	-64387.063	-25631.641	金属鉋	
T4	-64406.019	-25627.238	プラスチック杭	
T5	-64390.013	-25587.962	プラスチック杭	
T6	-64365.385	-25576.042	金属鉋	
T7	-64342.069	-25578.314	金属鉋	
T8	-64303.218	-25569.449	金属鉋	
T9	-64399.966	-25634.022	金属鉋	
T10	-64416.445	-25655.467	金属鉋	
T11	-64439.080	-25645.653	刻印	
T12	-64407.112	-25589.798	プラスチック杭	
T13	-64431.684	-25602.822	プラスチック杭	
T14	-64439.921	-25622.642	プラスチック杭	
T15	-64423.648	-25618.687	プラスチック杭	

測量年月日 令和3年5月13日 世界測地系(測地成果2011) IX系 縮尺係数 0.999908
「横浜市道路局公表成果を使用」

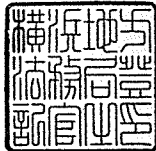
求積表				
地番	215-3			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
KK29	-64401.682	-25635.594	6.050	-389630.176100
K5	-64395.924	-25627.883	9.983	-642864.509292
K6	-64394.678	-25625.611	22.221	-1430914.139838
K9	-64390.137	-25605.662	20.289	-1306411.489593
K10	-64391.623	-25605.322	-19.349	1245913.513427
K7	-64396.050	-25625.011	-28.611	1842435.386550
K28	-64404.592	-25633.933	-10.583	681593.797136
合計				122.382290
合計面積				61.1911450
地積				61.19 m ²



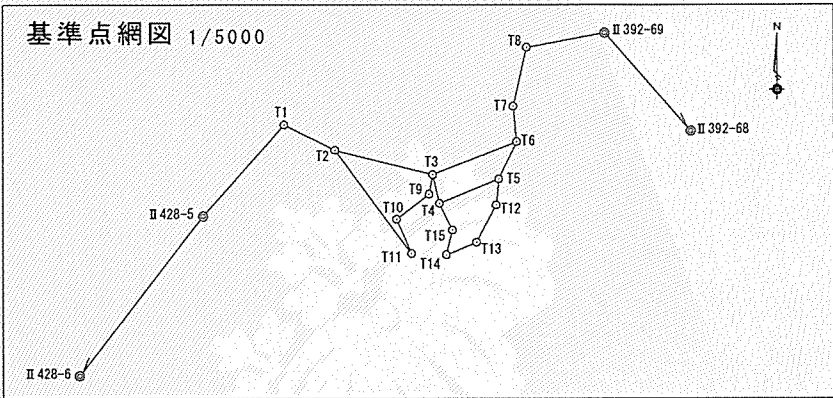
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)
令和5年9月20日 横浜地方法務局

登記官

湯峯奈々子



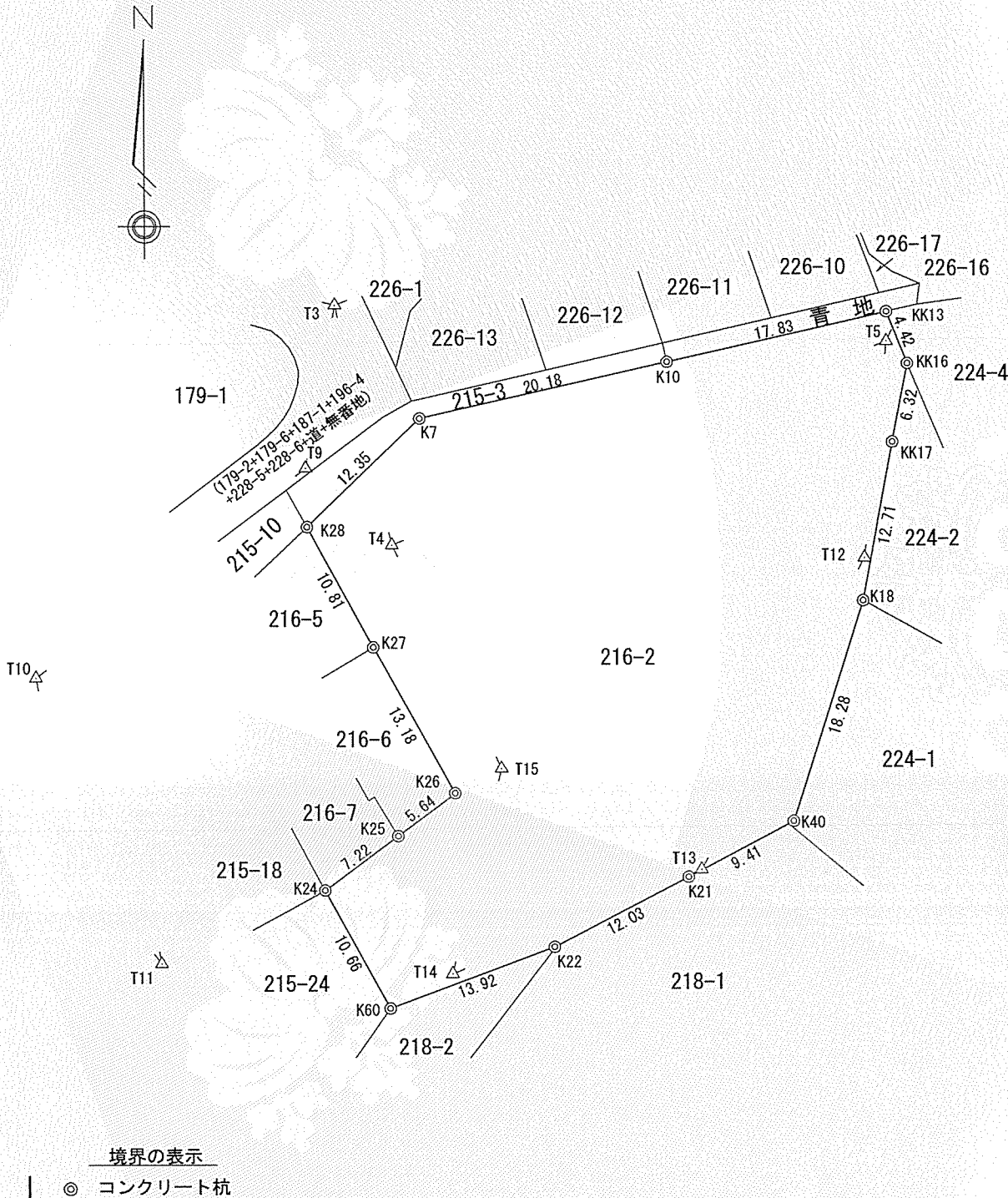
地番	216-2	地積測量図
土地の所在	横浜市戸塚区上柏尾町字台	



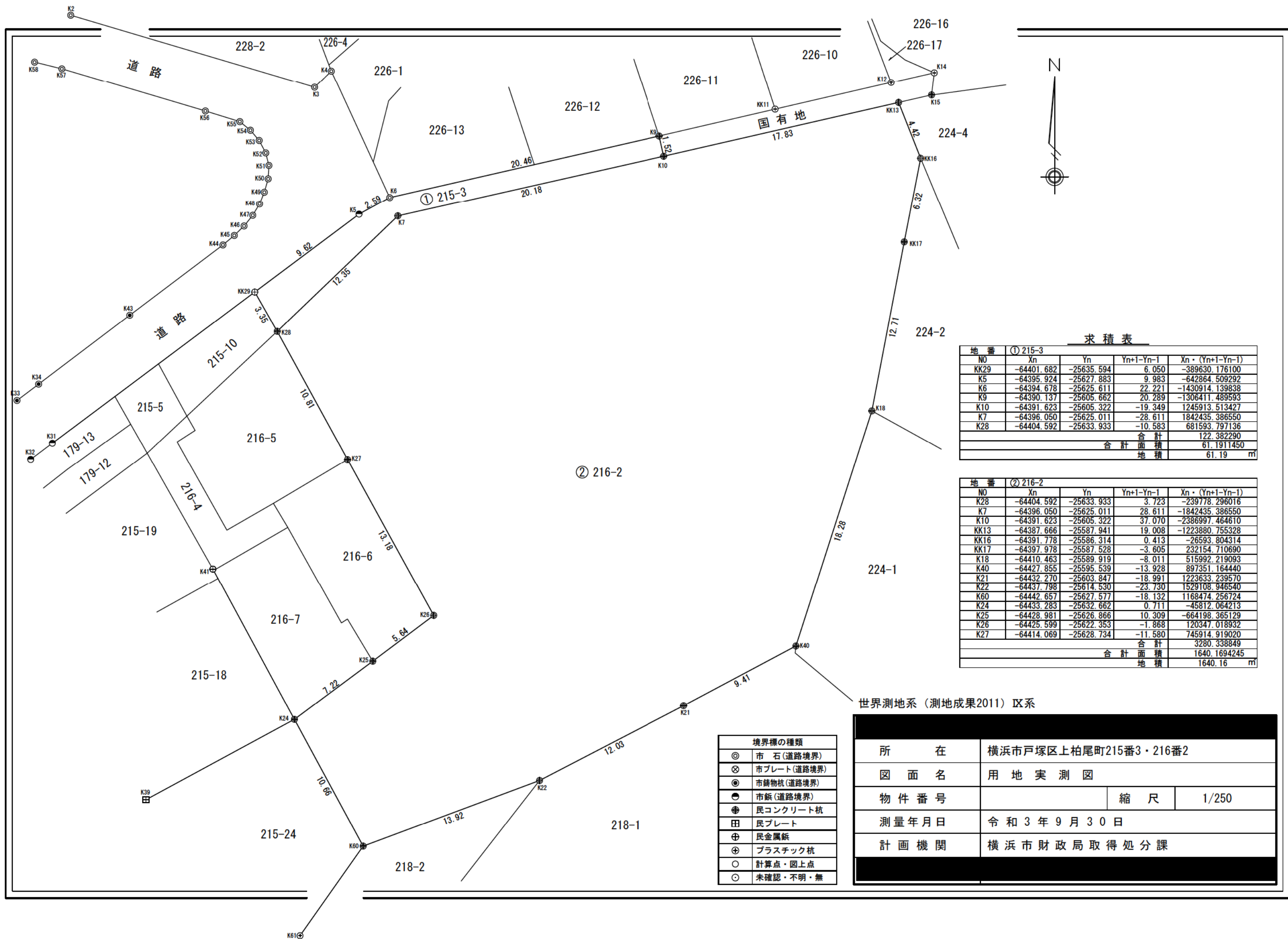
点名	X座標	Y座標	備考
II 428-6	-64519.803	-25865.949	公共基準点 金属標
II 428-5	-64414.459	-25783.718	公共基準点 金属標
II 392-69	-64293.761	-25518.076	公共基準点 金属標
II 392-68	-64358.333	-25461.017	公共基準点 金属標
T1	-64354.250	-25730.325	金属錐
T2	-64371.011	-25696.387	金属錐
T3	-64387.063	-25631.641	金属錐
T4	-64406.019	-25627.238	プラスチック杭
T5	-64390.013	-25587.962	プラスチック杭
T6	-64365.385	-25576.042	金属錐
T7	-64342.069	-25578.314	金属錐
T8	-64303.218	-25569.449	金属錐
T9	-64399.966	-25634.022	金属錐
T10	-64416.445	-25655.467	金属錐
T11	-64439.080	-25645.653	刻印
T12	-64407.112	-25589.798	プラスチック杭
T13	-64431.684	-25602.822	プラスチック杭
T14	-64439.921	-25622.642	プラスチック杭
T15	-64423.648	-25618.687	プラスチック杭

測量年月日 令和3年5月13日 世界測地系(測地成果2011) 区系 縮尺係数 0.999908
「横浜市道路局公表成果を使用」

求積表				
地番	216-2			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K28	-64404.592	-25633.933	3.723	-239778.296016
K7	-64396.050	-25625.011	28.611	-1842435.386550
K10	-64391.623	-25605.322	37.070	-2386997.464610
KK13	-64387.666	-25587.941	19.008	-1223880.755328
KK16	-64391.778	-25586.314	0.413	-26593.804314
KK17	-64397.978	-25587.528	-3.605	232154.710690
K18	-64410.463	-25589.919	-8.011	515992.219093
K40	-64427.855	-25595.539	-13.928	897351.164440
K21	-64432.270	-25603.847	-18.991	1223633.239570
K22	-64437.798	-25614.530	-23.730	1529108.946540
K60	-64442.657	-25627.577	-18.132	1168474.256724
K24	-64433.283	-25632.662	0.711	-45812.064213
K25	-64428.981	-25626.866	10.309	-664198.365129
K26	-64425.599	-25622.353	-1.868	120347.018932
K27	-64414.069	-25628.734	-11.580	745914.919020
合計				3280.338849
合計面積				1640.1694245
地積				1640.16 m ²



作成者	横浜市金沢区能見台通7番6号 創和土地家屋調査士法人 代表社員土地家屋調査士 大澤 隆 (令和4年1月5日作成)	申請人	横浜市長 山中竹春	縮尺	1/500
(神奈川県土地家屋調査士会)					



求 積 表				
地 番	① 215-3			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
KK29	-64401.682	-25635.594	6.050	-389630.176100
K5	-64395.924	-25627.883	9.983	-642864.509292
K6	-64394.678	-25625.611	22.221	-1430914.139838
K9	-64390.137	-25605.662	20.289	-1306411.489593
K10	-64391.623	-25605.322	-19.349	1245913.513427
K7	-64396.050	-25625.011	-28.611	1842435.386550
K28	-64404.592	-25633.933	-10.583	681593.797136
合 計				122.382290
合 計 面 積				61.1911450
地 積				61.19 m

地 番	② 216-2			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K28	-64404.592	-25633.933	3.723	-239778.296016
K7	-64396.050	-25625.011	28.611	-1842435.386550
K10	-64391.623	-25605.322	37.070	-2386997.464610
KK13	-64387.666	-25587.941	19.008	-1223880.755328
KK16	-64391.778	-25586.314	0.413	-26593.804314
KK17	-64397.978	-25587.528	-3.605	232154.710690
K18	-64410.463	-25589.919	-8.011	515992.219093
K40	-64427.855	-25595.539	-13.928	897351.164440
K21	-64432.270	-25603.847	-18.991	1223633.239570
K22	-64437.798	-25614.530	-23.730	1529108.946540
K60	-64442.657	-25627.577	-18.132	1168474.256724
K24	-64433.283	-25632.662	0.711	-45812.064213
K25	-64428.981	-25626.866	10.309	-664198.365129
K26	-64425.599	-25622.353	-1.868	120347.018932
K27	-64414.069	-25628.734	-11.580	745914.919020
合 計				3280.338849
合 計 面 積				1640.1694245
地 積				1640.16 m

境界標の種類	
◎	市 石 (道路境界)
⊗	市プレート (道路境界)
⊙	市錆物杭 (道路境界)
●	市鉄 (道路境界)
⊕	民コンクリート杭
田	民プレート
⊕	民金属板
⊕	プラスチック杭
○	計算点・図上点
○	未確認・不明・無

世界測地系 (測地成果2011) IX系

所 在	横浜市戸塚区上柏尾町215番3・216番2		
図 面 名	用 地 実 測 図		
物 件 番 号		縮 尺	1/250
測量年月日	令和 3 年 9 月 3 0 日		
計 画 機 関	横浜市 財 政 局 取 得 処 分 課		

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2890

物件番号2890（戸塚区上柏尾町）	地域防災拠点：柏尾小学校（近隣）秋葉小学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・昭和57年、平成14年、平成15、平成16、平成17、大雨による浸水被害 累計5回		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和8年4月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

横浜市総務局
2026/5/22 15:6:48

	地域防災拠点		地域防災拠点区 割		広域避難場 所
	公園		災害用井戸協力 の家		公衆トイレ
	災害用ハマツ コトイレ		緊急輸送路		消防団器具 置き場
	防火水槽		帰宅困難者一時 滞在施設		鉄道
	避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅 12 m 以上）				
	避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4 m 程度）				

横浜市総務局
2026/5/22 15:8:9

	地域防災拠点		地域防災拠点区 割		広域避難場 所
	公園		災害用井戸協力の 家		公衆トイレ
	災害用ハマツ コトイレ		緊急輸送路		消防団器具 置き場
	防火水槽		帰宅困難者一時 滞在施設		鉄道
	避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅 12 m 以上）				
	避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4 m 程度）				

横浜市総務局
2026/5/22 15:8:44



（凡例）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0≤浸水深 (m) <0.02m	0.02≤浸水深 (m) <0.2m	0.2≤浸水深 (m) <0.5m
0.5≤浸水深 (m) <1.0m	1.0≤浸水深 (m) <2.0m	2.0≤浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	20.0≤浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）	
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）	

緊急時給水マップ

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅12m以上）		
避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）		

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和7年3月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局
2026/5/22 15:9:15

	地域防災拠点		地域防災拠点 区割		広域避難 場所
	公園		災害用井戸協 力の家		公衆トイ レ
	災害用ハマ ツコトイレ		緊急輸送路		消防団器 具置き場
	防火水槽		帰宅困難者一 時滞在施設		鉄道
	避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概 ね幅1.2m以上）				
	避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭 い道路（4m程度）				

横浜市総務局
2026/5/22 15:9:53

所在地 横浜市戸塚区上柏尾町字台 2 1 5 番 3 外

物件番号2890

参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

